

雇用関係助成金の手続き（A 雇用給付金編）

I 特定就職困難者雇用開発助成金

特定就職困難者雇用開発助成金（以下「特困金」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

特困金の助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは特困金を取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で、雇用保険の一般被保険者であって、継続して雇用することが確実（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、雇用期間が継続して2年以上であること）であるものとして雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満の求職者（紹介時点で雇用保険の被保険者（失業と同様の状態にあるものと認められない場合も含む。）でなかった者（(2)、(3)のうち重度障害者と45歳以上の者及び(4)の者並びにチャレンジ雇用により短時間労働者以外の者として雇用された者を除く。))で次のいずれかに該当する者です。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 身体障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 精神障害者
- (5) 母子家庭の母等
- (6) 父子家庭の父（児童扶養手当の受給者に限る。）
- (7) 中国残留邦人等永住帰国者
- (8) 北朝鮮帰国被害者等
- (9) 認定駐留軍関係離職者（45歳以上）
- (10) 沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）
- (11) 漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）
- (12) 手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上）
- (13) 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）
- (14) 認定港湾運送事業離職者（45歳以上）

2. 対象労働者であることの確認及び同意

対象労働者となり得る求職者を特困金の対象労働者として事業主に対して職業紹介を行う場合には、その種別に従い、次の(1)から(14)に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「特困金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

- (1) 60歳以上の者
官公署の発行する書類であって、対象労働者の氏名、年齢が確認できるもの（住民票の写し、運転免許証の写しなど。）。
- (2) 身体障害者
身体障害者手帳(写)で対象労働者の氏名、年齢、障害の程度が確認できるもの。
- (3) 知的障害者
児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書（当該対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見

を記入したもの。)(写)又は療育手帳(写)で対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。

(4) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の意見書で対象労働者の氏名が確認できるもの。

(5) 母子家庭の母等

次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び母子家庭の母等であることが確認できるもの。

- ・ 国民年金法に基づき遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書(写)
- ・ 児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類
- ・ 母子及び寡婦福祉法に基づき母子福祉資金貸付金の貸し付けを受けている者が所持する貸付け決定通知書
- ・ 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
- ・ 市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が母子家庭の母等であることを証明する書類

(6) 父子家庭の父

次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び父子家庭の父であることが確認できるもの。

- ・ 児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けていることが確認できるもの。
- ・ 旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
- ・ 市区町村長、社会福祉事務所長が児童扶養手当を受給している父子家庭の父であることを証明する書類

(7) 中国残留邦人等永住帰国者

次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び本邦に永住帰国した日(永住帰国してから10年以内)が確認できるもの。

- ・ 厚生労働大臣による自立支度金の支給決定通知書
- ・ 厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書
- ・ 中国残留邦人等永住帰国者に準ずる者として各都道府県援護主管課(部)長による証明書(写)

(8) 北朝鮮帰国被害者等

次のいずれかに該当する書類であって、対象労働者の氏名及び本邦に永住する意思を決定した日(永住する意思を決定してから10年以内)又は意思決定が困難な事情が確認できるもの。

- ・ 拉致被害者等給付金の支給申請書及び支給決定通知書
- ・ 滞在援助金の支給申請書及び支給決定通知書

(9) 駐留軍関係離職者

安定所の発行した職業指導票(写)で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(10) 沖縄失業者求職手帳所持者

沖縄失業者求職手帳(写)で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(11) 漁業離職者求職手帳所持者

漁業離職者求職手帳(写)で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(12) 手帳所持者である漁業離職者等

漁業離職者求職手帳(写)で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(13)一般旅客定期航路事業等離職者手帳所持者

一般旅客定期航路事業等離職者手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

(14)港湾運送事業離職者

港湾運送事業離職者手帳（写）で対象労働者の氏名及び年齢の確認ができるもの。

3. 特困金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、特困金制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

(1) 特困金の支給は都道府県労働局長が行うこと

(2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

(1) 紹介時点で雇用の内定がないこと

(2) 過去3年間に、

- ・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと

- ・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと

(3) 事業主又は役員の3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式1：以下「雇入登録届」という。）を提出してください。

(1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に雇入登録届を提出してください。

(2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

(1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第10号）を発行してください。

(2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

Ⅱ 高年齢者雇用開発特別奨励金

高年齢者雇用開発特別奨励金（以下「高奨励金」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

高奨励金の助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは高奨励金を取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で、1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、1年以上雇用することが確実であるものとして雇い入れられた者であり、次のいずれにも該当する者です。

- (1) 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者
- (2) 紹介日及び雇入れ日現在、以下のいずれにも該当しない者
 - ① 高年齢継続被保険者
 - ② 短期雇用特例被保険者
 - ③ その他、①・②以外の者であって当該雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者
- (3) 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年以内に雇い入れられた者
- (4) 被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者

2. 対象労働者であることの確認及び同意

対象労働者となり得る求職者を高奨励金の対象労働者として事業主に対し職業紹介を行う場合には、次の(1)から(3)に掲げる方法でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「高奨励金の対象労働者である可能性があることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

- (1) 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者
 - ・官公署の発行する書類であって、対象労働者の氏名、年齢が確認できるもの（住民票の写し、運転免許証の写しなど。）により確認をすること。
 - (2) 紹介日及び雇入れ日現在、以下のいずれにも該当しない者
 - ① 高年齢継続被保険者
 - ② 短期雇用特例被保険者
 - ③ その他、①・②以外の者であって当該雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者
 - ・本人から口頭で聴取し、「職業紹介時における対象労働者の状況等確認書」（例示様式第12号：以下「状況等確認書」という。）に記載をする。
 - (3) 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年以内に雇い入れられた者であること、被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者
 - ・雇用保険被保険者証又は受給資格者証より被保険者番号を確認し、「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式1：以下「雇入登録届」という。）に記載すること。
- ※ 「雇入登録届」の名称が「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）対象労働者雇入登録届」になっている場合でも、「雇入登録届」として使用可能ですが、⑩～⑫欄は、被保険者番号又は支給番号が確認できた場合でも必ず記載をする。
- ・職務経歴を確認し、状況等確認書に記載すること。

3. 高奨金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、高奨金制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- (1) 高奨金の支給は都道府県労働局長が行うこと
- (2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 紹介時点で雇用の内定がないこと
- (2) 過去3年間に、
 - ・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと
 - ・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが事業所において、訓練、職場体験、実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。）を受講させていないこと。
- (3) 事業主又は役員の子親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届、状況等確認書の提出

以下の手続きに従い、「雇入登録届」及び「状況等確認書」を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に「雇入登録届」及び「状況等確認書」を提出してください。
- (2) 「雇入登録届」と「状況等確認書」は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第11号）を発行してください。
- (2) 「職業紹介証明書」は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

Ⅲ 被災者雇用開発助成金

被災者雇用開発助成金（以下「被開金」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

被開金の助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは被開金を取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で、雇用保険の一般被保険者であって、1年以上継続して雇用することが見込まれるものとして雇い入れられた者であり、かつ、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者です。

（１）以下の①から③のいずれにも該当する者（以下「被災離職者」という。）

- ① 東日本大震災発生時に被災地域において就業していた者
- ② 震災後により離職を余儀なくされ、その後安定した職業についたことのない者（週所定労働時間20時間以上の労働者として6ヶ月以上雇用されたことのない者をいう。）

③ 次のイ又はロのいずれかに該当する者

イ 震災の発生時に、次のaからcまでのいずれかに掲げる区域を含む市町村に居住していた者

a 警戒区域その他の東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（以下「原発避難者特例法」という。）第3条第1項の規定により同項第1号に掲げる指示の対象となった区域

b 屋内退避区域、計画的避難区域その他の原発避難者特例法第3条第1項の規定により同項第2号に掲げる指示の対象となった区域

c 緊急時避難準備区域その他の原発避難者特例法第3条第1項の規定により同項第3号に掲げる指示の対象となった区域

ロ イに規定する者のほか、特定避難勧奨地点その他の平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して市町村長が行った当該事故に係る住民に対する避難の勧奨その他の行為の対象となった区域又は場所に震災の発生時に居住していた者であって、当該行為があった日から当該行為が解除された日までの間のいずれかの日において当該行為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難している者

（２）以下の①から③のいずれにも該当する者（以下「被災地求職者」という。）

① 震災後安定した職業についたことがない者（週所定労働時間20時間以上の労働者として6ヶ月以上雇用されたことのない者をいう。）

② 上記（１）③イ又はロのいずれかに該当する者

③ 以下のいずれかに該当する者でない者

イ 新規学卒者（職業安定法施行規則第35条第2項に規定する新規学卒者をいう。）であって、卒業した年又は卒業する予定の年の3月31日までに安定所等の紹介を受け、当該紹介により雇い入れられた者

ロ 学校教育法第134条に規定する各種学校又は学校教育法以外の法律で規定された学校において、専修学校に類する教育の課程を卒業した者又は卒業予定の者であって、卒業した年又は卒業する予定の年の3月31日までに安定所等の紹介を受け、当該紹介により雇い入れられた者

2. 対象労働者であることの確認及び同意

対象労働者になり得る求職者を被開金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、(1)又は(2)に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「被開金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

(1) 被災離職者

震災により離職したことが確認できるもの（離職事業主からの離職証明書等）

震災時に上記1(1)③イのaからcまでのいずれかに掲げる区域を含む市区町村又は上記1(1)③ロに掲げる区域又は場所に居住していたことが確認できるもの（住民票等）

※ 上記1(1)③ロに該当する場合は、市町村が発行する被災証明により避難していたことを合わせて確認してください。

(2) 被災地求職者

震災時に上記1(1)③イのaからcまでのいずれかに掲げる区域を含む市区町村又は上記1(1)③ロに掲げる区域又は場所に居住していた事が確認できるもの（住民票等）

※ 上記1(1)③ロに該当する場合は、市町村が発行する被災証明により避難していたことを併せて確認してください。

3. 被開金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、被開金の制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

(1) 被開金の支給は都道府県労働局長が行うこと

(2) 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

(1) 紹介時点で雇用の内定がないこと

(2) 過去3年間に

・雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと

・通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。

ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと

(3) 事業主又は役員の3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式1：以下「雇入登録届」という。）を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に「雇入登録届」を提出してください。
- (2) 「雇入登録届」は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」(例示様式第13号)を発行してください。
- (2) 「職業紹介証明書」は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

Ⅳ 生活保護受給者等雇用開発コース

生活保護受給者等雇用開発コース（以下「生開コース」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

生開コースの助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは生開コースを取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で、雇用保険の一般被保険者であって、継続して雇用することが確実（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、雇用期間が継続して2年以上であること）であるものとして雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満の求職者（紹介時点で雇用保険の被保険者（失業と同様の状態にあるものと認められない場合も含み、身体障害者、知的障害者のうち重度障害者と45歳以上の者及び精神障害者並びにチャレンジ雇用により短時間労働者以外の者として雇用された者を除く。）でなかった者）で次のいずれにも該当する者です。

- （1）都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所を設置する町村（以下「福祉事務所設置自治体」という。）が都道府県労働局・ハローワークと生活保護受給者等就労自立促進事業に係る協定を締結し、この協定に基づき、ハローワークに就労支援の要請がなされた生活保護受給者、生活困窮者（福祉事務所設置自治体が作成した支援プランの期間中の者に限る。）
- （2）雇入れ日現在において、（1）の就労支援の要請時に定められた就労支援の期間内の生活保護受給者、生活困窮者であること

2. 対象労働者であることの確認及び同意

対象労働者となり得る求職者を生開コースの対象労働者として事業主に対して職業紹介を行う場合には、次の（1）と（2）に掲げる方法でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「生開コースの対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

（1）生活保護受給者

ハローワークに就労支援の要請がなされたことを確認できるもの（福祉事務所設置自治体からハローワークに対し提出された支援要請書にハローワークの受理印が押されたものの写し、ハローワークが支援候補者を選定した場合は、支援候補者の選定に係る連絡書の写し）により、支援要請期間中であることを確認してください。

生活保護を受給中であることが確認できるもの（各福祉事務所が独自に発給する受給証明書等）

（2）生活困窮者

ハローワークに就労支援の要請がなされたことを確認できるもの（福祉事務所設置自治体からハローワークに対し提出された支援要請書にハローワークの受理印が押されたものの写し、ハローワークが支援候補者を選定した場合は、支援候補者の選定に係る連絡書の写し）により、支援要請期間中であること及び福祉事務所設置自治体が作成した支援プランの期間中であることを確認してください。

3. 生開コース制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、生開コース制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- （1）生開コースの支給は都道府県労働局長が行うこと
- （2）支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるもので

あること

- (3) 事業主は支給申請時に、対象労働者の雇用管理のために行った事項について都道府県労働局へ報告する必要があること。
 - (4) 対象労働者の職場適応支援を行うため、第1期支給申請にあたり安定所の職員が対象労働者の職場を訪問すること。
- を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 紹介時点で雇用の内定がないこと
- (2) 過去3年間に、
 - ・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと
 - ・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと
- (3) 事業主又は役員の子3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い雇入登録届を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）雇入登録届（参考様式2：以下「雇入登録届」という。）を提出してください。
- (2) 雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第14号）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

V 地域雇用開発助成金（地域雇用開発奨励金）

本助成金（以下「地域雇用開発奨励金」という。）の支給を受けようとする事業主に対して職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

【地域雇用開発奨励金】

1. 対象労働者の範囲

地域雇用開発奨励金は、雇用機会が特に不足している地域等において、事業所の設置・整備や創業を行うことによって、その地域に居住する求職者等を、ハローワークまたは地域雇用開発奨励金を取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介によって雇い入れた場合に、当該事業所に対して助成するものです。その対象労働者は、職業紹介事業者等の紹介で常時雇用する雇用保険一般被保険者（※1）として雇い入れられた者であり、かつ、次の表に掲げる「地域に居住する求職者等」に該当する65歳未満の求職者です。

設置・整備事業所の所在地	「地域に居住する求職者等」の範囲	
同意雇用開発促進地域（※2）	地域求職者	設置・整備事業所の所在する同意雇用開発促進地域、または当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に雇入れ時点で居住する求職者
過疎等雇用改善地域（※3）	過疎等雇用改善地域求職者	設置・整備事業所の所在する過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管内に雇入れ時点で居住する求職者
	移転求職者	設置・整備事業所に就職するため当該過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管外から、完了日までに当該過疎等雇用改善地域の管轄ハローワーク管内に住所を移転する求職者
	過疎等雇用改善地域転任者	設置・整備事業所において行われる事業に従事するため、当該事業所を有する企業または関連会社から、配置転換等により当該事業所に転任してきた者で、転任の日まで当該企業（本社など）において6か月以上継続して雇用されている者

（※1）雇用期間の定めのある者（反復更新が予定されている者を除く）は対象となりません。

（※2）求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している、「地域雇用開発促進法」第7条に規定する地域

（※3）若年層・壮年層の流出が著しい、「雇用保険法施行規則」第112条に基づき厚生労働大臣が指定する地域

それぞれの地域に該当する市町村については、厚生労働省ホームページを参照（サイト内検索窓に「地域雇用の開発のために」と入力して検索）、または、労働局にお問い合わせください。なお、両方の地域に該当する地域の場合は、事業主が地域雇用開発奨励金の計画書を提出する際にどちらかを選択することができます。

2. 地域雇用開発奨励金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、地域雇用開発奨励金の制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- ① 雇入れ前に「計画書」を管轄の労働局に提出する必要があること
 - ② 創業の場合、助成の基準と額が優遇されますが、法人等の設立日から2か月を経過する日までに計画書を労働局に提出する必要があること
 - ③ 地域雇用開発奨励金の支給は都道府県労働局長が行うこと
 - ④ 支給決定は各種支給要件の確認が行われた上でなされるものであること
- を併せて説明してください。

3. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする地域雇用開発奨励金を受けようとしている事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- ① 雇用の内定がないこと
 - ② 3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業所において就労したことがないこと
- のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

4. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた地域雇用開発奨励金を受けようとしている事業主に対し、「職業紹介証明書」(例示様式第16号)を発行してください。
- (2) 「職業紹介証明書」は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

【地域雇用開発奨励金】(熊本地震特例)

平成28年10月19日から熊本県内に事業所を有する事業主を対象とする、地域雇用開発奨励金(熊本地震特例)(※)を創設しました。

※ 平成28年10月19日から平成29年10月18日(施行日から1年後の日)までの間に地域雇用開発奨励金の計画書を提出した場合に熊本地震特例が適用されます。

1. 対象労働者の範囲

地域雇用開発奨励金(熊本地震特例)は、熊本県内に事業所を有する事業主が、事業所の設置・整備や創業を行うことによって、求職者を雇い入れた場合に、当該事業所に対して助成するものです。

その対象労働者は、以下の熊本特例対象者又は熊本地震再雇用者に該当する者です。

(熊本特例対象者) 次の①と②のいずれにも該当すること。

- ① 熊本県内に事業所を有する事業主に雇い入れられた者
- ② ハローワークまたは地域雇用開発奨励金を取り扱うことについて同意書を提出した

職業紹介事業者等の紹介で常時雇用する雇用保険一般被保険者として雇い入れられた者

(熊本地震再雇用者) 次の③から⑤のいずれにも該当すること。

- ③ 設置・整備事業所で雇用されていた者
- ④ 平成28年4月14日から同年10月18日の間、熊本地震により雇用保険の特例措置の対象となった一時離職者
- ⑤ 常時雇用する雇用保険一般被保険者として雇い入れられた者

2. 地域雇用開発奨励金制度の説明

紹介により熊本特例対象者を雇い入れようとする事業主に対し、地域雇用開発奨励金(熊本地震特例)の制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- ① 「計画書」を熊本労働局に提出する必要があること
- ② 創業の場合、法人等の設立日から2か月を経過する日までに計画書を熊本労働局に提出する必要があること
- ③ 地域雇用開発奨励金(熊本地震特例)の支給は熊本労働局長が行うこと
- ④ 支給決定は各種支給要件の確認が行われた上でなされるものであることを併せて説明してください。

3. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により熊本特例対象者を雇い入れようとする地域雇用開発奨励金(熊本地震特例)を受けようとしている事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- ① 雇用の内定がないこと
 - ② 3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業所において就労したことがないこと
- のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

4. 職業紹介証明書の発行

- (1) 熊本特例対象者を雇い入れた地域雇用開発奨励金(熊本地震特例)を受けようとしている事業主に対し、「職業紹介証明書」(例示様式第16号)を発行してください。
- (2) 「職業紹介証明書」は、熊本特例対象者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

Ⅵ トライアル雇用奨励金

トライアル雇用奨励金の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. トライアル雇用の対象となる労働者の範囲

トライアル雇用奨励金の対象となる労働者（以下「対象者」という。）は、次の（１）から（４）までのすべてに該当する者です。

（１） ハローワーク、地方運輸局（船員となる場合）又は職業紹介事業者等（以下「安定所・紹介事業者等」という。）に求職の申し込みをしている者であること

（２） 常用雇用を希望している者であって、トライアル雇用制度を理解した上で、トライアル雇用（※１）による雇入れについても希望しているものであること

※１ 求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、事業主と当該求職者の相互理解を促進することを目的として、当該求職者を、常用雇用への移行を前提として一定期間試行的に雇用することをいいます。

（３） 安定所・紹介事業者等の職業紹介の日（以下「紹介日」という。）において、次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。

① 安定した職業に就いている者

② 自ら事業を営んでいる者又は役員に就いている者であって、１週間当たりの実働時間が30時間以上の者

③ 学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「学校」という。）に在籍している者（当該在籍している学校を卒業する日の属する年度の1月1日を経過している者であって卒業後の就職に係る内定がないものを除く。）

④ トライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者

（４） 次の①～⑥のいずれかに該当する者

① 紹介日において、これまでに就労の経験のない職業に就くことを希望する者

② 紹介日において、学校を卒業した日の翌日から当該卒業した日の属する年度の翌年度以降3年以内である者であって、卒業後において安定した職業に就いていないもの

③ 紹介日前2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している者

④ 紹介日前において離職している期間が1年を超えている者

⑤ 妊娠、出産又は育児を理由として離職した者であって、紹介日前において当該離職日以降安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの

⑥ 紹介日において、その他就職の援助を行うに当たって特別の配慮を有する次のアからケまでのいずれかに該当する者

ア 生活保護受給者

イ 母子家庭の母等

ウ 父子家庭の父

エ 日雇労働者

オ 季節労働者

カ 中国残留邦人等永住帰国者

キ ホームレス

ク 住居喪失不安定就労者

ケ その他安定した職業に就くことが困難であるものとして職業安定局長が定める者

2. 対象者の確認と職業相談

対象者となり得る求職者が、トライアル雇用による雇入れについても希望した場合は、職業相談等を通じて、事前にトライアル雇用制度の内容等について説明を行ってください。

また、対象者の要件に該当することの確認は、トライアル雇用対象者確認票（実施様式第1号）（以下「対象者確認票」という。）により行うとともに、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類（以下「対象者確認書類」という。）により行ってください。

なお、当該求職者が1（4）の⑥のイ又はウの要件に該当する場合は、奨励金の支給額が異なることから、また、当該求職者が1（4）の⑥のイ、ウ又はカの要件に該当する場合は、常用雇用に移行した際に特困金の対象となりうることから、当該要件を優先して確認してください。

（1）対象者が1（4）の①、③又は④の要件に該当する場合

求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴が確認でき内容が記載されている書類

（2）対象者が1（4）の②の要件に該当する場合

求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴及び求職者が学校等を卒業した年度が確認できる内容が記載されている書類

（3）対象者が1（4）の⑤の要件に該当する場合

求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴及び求職者が子を有している又は有していたことが確認できる書類

（4）対象者が1（4）の⑥のアの要件に該当する場合

生活保護法の適用に係る確認書（実施様式第3号）

（5）対象者が1（4）の⑥のイの要件に該当する場合

次のいずれかに該当する書類

- ・国民年金法に基づく遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の給付を受けている者が所持する児童扶養手当証書
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付金の貸し付けを受けている者が所持する貸付け決定通知書
- ・旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
- ・市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が母子家庭の母等であることを証明する書類
- ・住民票及び母子家庭の母申立書（実施様式第4号）

（6）対象者が1（4）の⑥のウの要件に該当する場合

次のいずれかに該当する書類

- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の給付を受けている者が所持する児童扶養手当証書
- ・旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書
- ・市区町村長、社会福祉事務所長が児童扶養手当を受給している父子家庭の父であることを証明する書類

（7）対象者が1（4）の⑥のエの要件に該当する場合

次のいずれかに該当する書類

- ・雇用保険日雇労働被保険者手帳
- ・安定所が交付する日雇い労働者の求職受付票

- ・その他日雇労働者として雇用されることを常態とすることが確認できる書類
- (8) 対象者が1(4)の⑥の才の要件に該当する場合
雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者であることがわかる書類
- (9) 対象者が1(4)の⑥の力の要件に該当する場合
次のいずれかに該当する書類
- ・中国残留邦人等支援法に規定する永住帰国旅費支給決定通知書
 - ・中国残留邦人等支援法に規定する自立支度金支給決定通知書
 - ・中国残留邦人等支援法に規定する一時金支給決定通知書
 - ・厚生労働省社会・援護局長による永住帰国者証明書
 - ・厚生労働省社会・援護局長による永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書
 - ・厚生労働省社会・援護局中国残留邦人等支援室長による「引揚事実の証明について」
- (10) 対象者が1(4)の⑥のキの要件に該当する場合
次のいずれかに該当する書類
- ・地方公共団体が設置するホームレス自立支援センター(以下「自立支援センター」という。)の入所者であることを確認できる書類
 - ・ホームレス緊急一時宿泊施設(通称シェルター)の入所者であることを確認できる書類
 - ・社会福祉事務所又は地区の民生委員が作成したホームレスであることを確認できる書類
 - ・ホームレスの自立を支援する特定非営利活動法人等が作成したホームレスであることを確認できる書類(実施様式第5号)
- (11) 対象者が1(4)の⑥のクの要件に該当する場合
次のいずれかに該当する書類
- ・福祉事務所又はホームレス等就業支援事業を受託する協議会が作成した住居喪失不安定就労者であることを確認できる書類
 - ・本人の申立てに基づき、公共職業安定所長が住居喪失不安定就労者であることを認定した申立書(実施様式第6号)
 - ・本人の申立てに基づき、住居喪失不安定就労者に対する支援を行う特定非営利活動法人等又は紹介を行う職業紹介事業者が住居喪失不安定就労者であることを確認する書類(実施様式第7号)
- (12) 対象者が1(4)の⑥のケの要件に該当する場合
職業安定局長が別途定める書類

3. トライアル雇用求人への受理及びトライアル雇用制度の説明

トライアル雇用求人への申し込みを行う事業主に対し、トライアル雇用制度の内容及び奨励金の支給を受けるためには一定の要件があることについて説明を行ってください。

また、奨励金を受けるための要件については、トライアル雇用支給対象事業主要件票(実施様式第2号)を用いて説明してください。

なお、

- (1) トライアル雇用奨励金の支給は都道府県労働局長が行うこと。
- (2) 支給に際しては、トライアル雇用の実施状況を含め、各種支給要件の確認が行われた上で行われること。

を併せて説明してください。

また、求人票にはトライアル雇用求人であること及び求人受理日を明示してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

トライアル雇用求人に対する職業紹介（以下「トライアル雇用紹介」という。）により対象者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象者との間に、

- (1) 紹介の時点で雇用の内定がないこと
- (2) 過去3年間に雇用したことがないこと
- (3) 事業主又は役員の子親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当すること等が支給要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 職業紹介における留意点

(1) トライアル雇用紹介を行う場合は、事業主に対して必ずトライアル雇用の紹介であることを伝えてください。

なお、対象者が1(4)の⑥のイ又はウの要件に該当する場合においては、当該要件に該当する対象者であることを対象事業主に伝えることについて了承した場合は、トライアル雇用紹介であることに加え、当該要件に該当する対象者であることを伝えてください。

また、紹介状等を発行する場合は、必ずトライアル雇用紹介であることがわかるように紹介状に明記すること。

(2) トライアル雇用紹介を行うに当たっては、各紹介機関において、トライアル雇用紹介を行った対象者のうち選考中の者の数が、求人数（採用が決まった者の数を除く。）の5倍を超える場合は、それ以降はトライアル雇用に係る紹介を行わないでください。

また、トライアル雇用紹介を希望する対象者に対して、同時に複数のトライアル雇用紹介を行わないとともに、トライアル雇用紹介を行った対象者に対しては、選考中の間は新たなトライアル雇用紹介は行わないでください。

(3) トライアル雇用紹介を行った場合の選考については、書類選考ではなく面接選考を行うよう勧奨してください。

6. 職業紹介証明書の発行

(1) トライアル雇用紹介を行った事業主に対し、「トライアル雇用職業紹介証明書」（例示様式第19号）（以下「紹介証明書」という。）を発行してください。

また、紹介証明書には必ず本人の署名をもらってください。

(2) トライアル雇用による採用が決まった場合には、トライアル雇用に係る求人票、対象者確認票及び対象者確認書類を交付してください。

7. トライアル雇用実施計画書及びトライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書についての手続き

(1) トライアル雇用を行う事業主は、トライアル雇用実施計画書（共通様式第1号）（以下「計画書」という。）を作成しなければならないことを説明し、作成に当たっては必要な助言、指導等を行ってください。

(2) 計画書の提出に係る留意点

計画書については、次の①及び②の点に留意するように説明してください。

① 提出期限及び提出先

計画書は、トライアル雇用の開始日から2週間以内にトライアル雇用を実施する

雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）又は安定所（※）に提出すること。

なお、1（4）の⑥のイ又はウの要件に該当する対象者として計画書を提出する場合は、2（5）又は（6）に掲げる書類のうちいずれかを提出すること。

※各都道府県労働局によって異なりますので、事前に管轄の労働局に確認をしてください。

② 対象者の同意及び署名

計画書は、対象者の同意及び署名を得た上で提出すること。

特に「常用雇用に移行するための要件」欄については、トライアル雇用期間終了後に常用雇用へ移行する判断材料となることから、対象者とトライアル雇用開始前に十分話し合った上で決定すること。

- (3) トライアル雇用が終了した場合、トライアル雇用期間が終了した日（トライアル雇用労働者がトライアル雇用期間の途中で離職した場合は当該離職日、又は常用雇用へ移行した場合は当該常用雇用移行日の前日）の翌日から起算して2か月以内に、トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用奨励金支給申請書に添付書類を添えて管轄労働局に提出することになっていることを説明してください。

8. トライアル雇用期間中の措置

トライアル雇用を実施する事業主がトライアル雇用期間中に研修や訓練などトライアル雇用労働者が常用雇用へ移行するために必要な措置を講ずるよう勧奨してください。

また、トライアル雇用労働者が常用雇用へ移行できるように、必要に応じて事業主又はトライアル雇用労働者に支援等を行ってください。

9. その他トライアル雇用の実施に係る事務

上記1から7までを含め、その他トライアル雇用の実施に係る事務については、「トライアル雇用実施要領」（平成26年2月7日厚生労働省職業安定局）に基づき行ってください。

Ⅶ 障害者トライアル雇用奨励金

障害者トライアル雇用奨励金の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 障害者トライアル雇用の対象となる労働者の範囲

障害者トライアル雇用及び障害者短時間トライアル雇用（以下「障害者トライアル雇用等」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第1号に規定する障害者であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであること。

（1） 障害者トライアル雇用の対象者

障害者トライアル雇用の対象となる者は、次の①から④までのいずれにも該当するものであること。

- ① 公共職業安定所（以下「安定所」という。）、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）又は職業紹介事業者等（以下「安定所・紹介事業者等」という。）に求職申込をしている者であること。
- ② 継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること。
- ③ 安定所・紹介事業者等の職業紹介の日（以下「紹介日」という。）において、次のaからdまでのいずれにも該当しない者であること。
 - a 継続雇用する労働者として雇用されている者（重度身体障害者（障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。以下同じ。）及び重度知的障害者（同条第5号に規定する重度知的障害者をいう。以下同じ。）、45歳以上の身体障害者（同上第2号に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）及び知的障害者（同条第4号に規定する知的障害者をいう。以下同じ。）並びに精神障害者（同条第6号に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）並びに障害者トライアル雇用等されるまでに継続雇用する労働者でなくなることが確実である者を除く。）
 - b 自ら事業を営んでいる者又は役員に就いている者であって、1週間当たりの実働時間が30時間以上のもの
 - c 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「学校」という。）に在籍している者（当該在籍している学校を卒業する日の属する年度の1月1日を経過している者であって卒業後の就職に係る内定がないものを除く。）
 - d 障害者トライアル雇用等期間中の障害者トライアル雇用等労働者
- ④ 次のa又はbのいずれかに該当するものであること。
 - a 重度障害者（重度身体障害者及び重度知的障害者をいう。以下同じ。）及び精神障害者
 - b a以外の者であって、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する者であること。
 - (a) 紹介日において、就労（※1）の経験のない職業（職業安定法第15条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。）に就くことを希望する者

※1 パート・アルバイト等を含め、学校在学中のパート・アルバイト等は

除く。

(b) 紹介日前2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している(※2)者

※2 離職が2回以上又は転職が2回以上あることを指す。

(c) 紹介日前において離職している(※3)期間が6ヶ月を超えている者

※3 パート・アルバイト等を含め一切の就労をしていないことを指す。

(2) 障害者短時間トライアル雇用の対象者

障害者短時間トライアル雇用の対象となる者は、次の①から③までのいずれにも該当するものであること。

① (1)の①及び③のいずれにも該当する者であること。

② 継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること。

③ 精神障害者又は発達障害者支援法(平成16年法律167号)第2条に規定する発達障害者(精神障害者に該当する者を除く。)

2. 対象者の確認と職業相談

対象者となり得る求職者が、障害者トライアル雇用等による雇入れについても希望した場合は、職業相談等を通じて、事前に障害者トライアル雇用等制度の内容等について説明を行ってください。

また、対象者の要件に該当することの確認は、障害者トライアル雇用等の場合は、障害者トライアル雇用等対象者確認票(様式第1-①号)、障害者短時間トライアル雇用等の場合は障害者短時間トライアル雇用等対象者確認票(様式第1-②号)(以下「対象者確認票」という。)により行うとともに、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類(以下「対象者確認書類」という。)により行ってください。

(1) 対象者が1の(1)の④aの要件に該当する場合

① 重度身体障害者

対象労働者に対して交付された身体障害者手帳(写)等であって対象労働者の氏名及び障害の程度が確認できるもの

② 重度知的障害者

対象労働者に対して交付された療育手帳(写)又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターによる判定結果を示す判定書(対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したものをいう。以下「判定書」という。)(写)であって対象労働者の氏名及び障害の程度が確認できるもの

③ 精神障害者

対象労働者に対して交付された精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の意見書であって対象労働者の氏名が確認できるもの

(2) 対象者が1の(1)の④bの要件に該当する場合

対象労働者に対して交付された身体障害者手帳(写)、療育手帳等(写)、判定書(写)、主治医の意見書(写)、その他の障害者であることが確認できる書類及び求職票、履歴書、職務経歴書等のうちいずれか求職者の職歴が確認できる内容が記載されている書類

(3) 対象者が1の(2)の③の要件に該当する場合

対象労働者に対して交付された、精神障害者保健福祉手帳(写)、主治医の意見書(写)その他医師の診断書(対象者が発達障害である場合は次に掲げる疾病であることが確認できるもの)(写)等の書類

発達障害者支援法2条に規定する障害者。具体的には自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等を指す。

3. 障害者トライアル雇用等求人の受理及び障害者トライアル雇用等制度の説明

障害者トライアル雇用等求人の申し込みを行う事業主に対し、障害者トライアル雇用等制度の内容及び奨励金の支給を受けるためには一定の要件があることについて説明を行ってください。

また、奨励金を受けるための要件については、障害者トライアル雇用奨励金支給対象事業主要件票（実施様式第2号）を用いて説明してください。

なお、

- (1) 障害者トライアル雇用奨励金の支給は都道府県労働局長が行うこと
- (2) 支給に際しては、障害者トライアル雇用等の実施状況を含め、各種支給要件の確認が行われた上で行われること

を併せて説明してください。

また、求人票には障害者トライアル雇用等求人であること及び求人受理日を明示してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

障害者トライアル雇用等求人に対する職業紹介（以下「障害者トライアル雇用等紹介」という。）により対象者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象者との間に、

- (1) 紹介の時点で雇用の内定がないこと
- (2) 過去3年間に雇用したことがないこと
- (3) 事業主又は役員の3親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当すること等が支給要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 職業紹介における留意点

- (1) 障害者トライアル雇用等紹介を行う場合は、事業主に対して必ず障害者トライアル雇用等の紹介であることを伝えてください。

また、紹介状等を発行する場合は、必ず障害者トライアル雇用等紹介であることがわかるように紹介状に明記するしてください。

- (2) 障害者トライアル雇用等紹介を行うに当たっては、各紹介機関において、障害者トライアル雇用等紹介を行った対象者のうち選考中の者の数が、求人数（採用が決まった者の数を除く。）の5倍を超える場合は、それ以降は障害者トライアル雇用等に係る紹介を行わないでください。

また、障害者トライアル雇用等紹介を希望する対象者に対して、同時に複数の障害者トライアル雇用等紹介を行わないとともに、障害者トライアル雇用等紹介を行った対象者に対しては、選考の間は新たな障害者トライアル雇用等紹介は行わないでください。

- (3) 障害者トライアル雇用等紹介を行った場合の選考については、書類選考ではなく面接選考を行うよう勧奨してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 障害者トライアル雇用等紹介を行った事業主に対し、「障害者トライアル雇用等職業紹介証明書」(例示様式第20号)(以下「紹介証明書」という。)を発行してください。

また、紹介証明書には必ず本人の署名をもらってください。

- (2) 障害者トライアル雇用等による採用が決まった場合には、障害者トライアル雇用等に係る求人票、対象者確認票及び対象者確認書類を事業主に交付してください。

7. 障害者トライアル雇用等実施計画書及び障害者トライアル雇用等結果報告書兼障害者トライアル雇用奨励金支給申請書についての手続き

- (1) 障害者トライアル雇用等を行う事業主は、障害者トライアル雇用等実施計画書(共通様式第1号)(以下「計画書」という。)を作成しなければならないことを説明し、作成に当たっては必要な助言、指導等を行ってください。

- (2) 計画書の提出に係る留意点

計画書については、次の①及び②の点に留意するように説明してください。

- ① 提出期限及び提出先

計画書は、障害者トライアル雇用等の開始日から2週間以内に障害者トライアル雇用等を実施する雇用保険適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「管轄労働局」という。)又は安定所(※)に提出すること。

※各都道府県労働局によって異なりますので、事前に管轄の労働局に確認をしてください。

- ② 対象者の同意及び署名

計画書は、対象者の同意及び署名を得た上で提出すること。

特に「継続雇用する労働者として雇用するための要件」欄については、障害者トライアル雇用等期間終了後に継続雇用する労働者として雇用する判断材料となることから、対象者と障害者トライアル雇用等開始前に十分話し合った上で決定すること。

- (3) 障害者トライアル雇用等が終了した場合、障害者トライアル雇用等期間が終了した日(障害者トライアル雇用等労働者が障害者トライアル雇用等期間の途中で離職した場合は当該離職日、又は常用雇用へ移行した場合は当該常用雇用移行日の前日)の翌日から起算して2か月以内に、障害者トライアル雇用等結果報告書兼障害者トライアル雇用奨励金支給申請書に添付書類を添えて管轄労働局に提出することになっていることを説明してください。

8. 障害者トライアル雇用等期間中の措置

障害者トライアル雇用等を実施する事業主が障害者トライアル雇用等期間中に研修や訓練など障害者トライアル雇用等労働者が常用雇用へ移行するために必要な措置を講ずるよう勧奨してください。

また、障害者トライアル雇用等労働者が常用雇用へ移行できるように、必要に応じて事業主又は障害者トライアル雇用等労働者に支援等を行ってください。

9. その他障害者トライアル雇用等の実施に係る事務

上記1から8までを含め、その他障害者トライアル雇用等の実施に係る事務については、「障害者トライアル雇用実施要領」(平成26年4月1日厚生労働省職業安定局)に基づき行ってください。

Ⅷ 障害者初回雇用奨励金

「障害者初回雇用奨励金」の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

障害者初回雇用奨励金の助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは障害者初回雇用奨励金を取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で雇用保険の被保険者として雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に障害者あって、当該労働者を雇い入れることにより障害者雇用促進法に定める法定雇用率を達成できる場合です。

2. 対象労働者であることの確認及び同意

障害者初回雇用奨励金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、次の(1)～(3)までに掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「障害者初回雇用奨励金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

(1) 身体障害者

対象労働者に対して交付された身体障害者手帳(写)等であって対象労働者の氏名及び障害の程度が確認できるもの

(2) 知的障害者

対象労働者に対して交付された療育手帳(写)又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターによる判定結果を示す判定書(対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したものをいう。)(写)であって対象労働者の氏名及び障害の程度が確認できるもの

(3) 精神障害者

対象労働者に対して交付された精神障害者保健福祉手帳(写)であって対象労働者の氏名が確認できるもの

3. 障害者初回雇用奨励金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、障害者初回雇用奨励金制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- ① 障害者初回雇用奨励金の支給は都道府県労働局長が行うこと
- ② 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- ① 紹介の時点で雇用関係にないこと
- ② 雇用の内定がないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」(例示様式第21号)を発行してください。
- (2) 「職業紹介証明書」は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

Ⅸ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金（以下「発難金」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

発難金の助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは発難金を取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で雇用保険の被保険者として雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満の障害者手帳を持たない求職者（※）（紹介時点で雇用保険の被保険者でなかった者（失業と同様の状態にあるものと認められない場合も含む。））で次のいずれかに該当する者です。

※ 障害者手帳を持つ求職者は特開金の対象となります。

- (1) 別紙に掲げる発達障害者
- (2) 別紙に掲げる難治性疾患患者

2. 対象労働者であることの確認及び同意

求職者を発難金の対象労働者として事業主に対して職業紹介を行う場合には、その種別に従い、次の(1)から(2)に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「発難金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

(1) 発達障害者

医師の診断書で対象労働者の氏名及び発達障害の診断名が確認できるもの。

(2) 難治性疾患患者

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により都道府県が交付する医療受給者証、医師の診断書又は都道府県及び市町村が交付する証明書で氏名及び別表に掲げる難治性疾患の病名が確認できるもの。

なお、診断書に記載されている病名が別表に掲げる難治性疾患名と異なる場合は、必ず主治医に確認を行い、別表に掲げる難治性疾患に該当することが確認できる場合についてのみが対象となります。特に、略称や英語名で記載されている場合には十分留意してください。また、求職者を通じて主治医に診断書を依頼する際には、別紙の主治医への依頼状を職業紹介事業者等からの連絡事項として必要に応じて活用してください。

3. 発難金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、発難金制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- (1) 発難金の支給は都道府県労働局長が行うこと
- (2) 支給に際しては、雇入れ前6ヶ月の間に従業員を解雇等していないこと等の各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること
- (3) 事業主は支給申請時に、対象労働者の雇用管理のために行った事項について都道府県労働局へ報告する必要があること。
- (4) 対象労働者の職場適応支援を行うため、第1期支給申請後に安定所の職員が対象労働者の職場を訪問すること。

を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- (1) 紹介時点で雇用の内定がないこと
- (2) 過去3年間に、
 - ・ 雇用、出向、派遣、請負又は委任の関係にないこと
 - ・ 通算して3か月を超えて訓練・実習等（雇用関係はないが、事業所において、訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもの。ただし、特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。）を受講等させていないこと
- (3) 事業主又は役員の子親等以内の親族ではないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 雇入登録届の提出

以下の手続きに従い「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（参考様式4：以下「発難金雇入登録届」という。）を提出してください。

- (1) 紹介により、上記1の対象労働者が事業主に雇い入れられたときには、安定所に発難金雇入登録届を提出してください。
- (2) 発難金雇入登録届は、対象労働者が事業所に雇い入れられたことを確認した後、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に提出してください。

6. 職業紹介証明書の発行

- (1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」（例示様式第22号）を発行してください。
- (2) 職業紹介証明書は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。

X 障害者雇用安定奨励金（障害者職場定着支援奨励金）

「障害者雇用安定奨励金（障害者職場定着支援奨励金）」（以下「職場定着奨励金」という。）の対象労働者について職業紹介を行う場合は、以下の手続きにより行ってください。

1. 対象労働者の範囲

職場定着奨励金の助成対象となる対象労働者は、ハローワークまたは職場定着奨励金を取り扱うことについて同意書を提出した職業紹介事業者等の紹介で雇い入れられた者であり、かつ、雇入れ日に65歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、別紙に掲げる難治性疾患を有する者又は高次脳機能障害のある者である求職者です。

2. 対象労働者であることの確認及び同意

職場定着奨励金の対象労働者として職業紹介を行う場合には、次の(1)又は(2)に掲げる書類等でその確認を行ってください。

また、求人を行った事業主に対し「職場定着奨励金の対象労働者であることを伝える」ことについて、求職者から同意を得てください。

(1) 身体障害者

身体障害者手帳（写）で対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。

(2) 知的障害者

児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書（当該対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したもの。）（写）又は療育手帳（写）で対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の意見書で対象労働者の氏名が確認できるもの。

(4) 発達障害者

医師の診断書で対象労働者の氏名及び発達障害の診断名が確認できるもの。

(5) 難治性疾患を有する者

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により都道府県が交付する医療受給者証、医師の診断書又は都道府県及び市町村が交付する証明書で氏名及び別表に掲げる難治性疾患の病名が確認できるもの。

なお、診断書に記載されている病名が別表に掲げる難治性疾患名と異なる場合は、必ず主治医に確認を行い、別表に掲げる難治性疾患に該当することが確認できる場合についてのみが対象となります。特に、略称や英語名で記載されている場合には十分留意してください。また、求職者を通じて主治医に診断書を依頼する際には、別紙の主治医への依頼状を職業紹介事業者等からの連絡事項として必要に応じて活用してください。

(6) 高次脳機能障害がある者

医師の診断書で対象労働者の氏名及び高次脳機能障害であることが確認できるもの。

3. 職場定着奨励金制度の説明

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、職場支援員を配置して対象労働者の職場定着を図る場合に支給対象となるなど職場定着奨励金制度について、別添の解説資料を活用しつつ、制度の内容及びその趣旨の説明を行ってください。

なお、

- ① 職場支援奨励金の支給は都道府県労働局長が行うこと

② 支給に際しては、各種支給要件の確認が行われた上で支給決定がなされるものであること
を併せて説明してください。

4. 紹介時点で雇用関係等がないことについての要件の周知

紹介により対象労働者を雇い入れようとする事業主に対し、上記1の対象労働者との間に、

- ① 紹介の時点で雇用関係にないこと
- ② 雇用の内定がないこと
- ③ 就労継続支援A型の事業における利用者となるものでないこと

のいずれにも該当することが支給の要件となっていることを十分周知してください。

なお、対象紹介事業者が、自己の事業所で労働者を雇い入れるため募集し、対象労働者を採用した場合や、対象紹介事業者と密接な関係がある関連事業所の求人に対し、対象労働者を紹介し採用となった場合には、支給対象となりません。

5. 職業紹介証明書の発行

(1) 対象労働者を雇い入れた事業主に対し、「職業紹介証明書」(例示様式第23号)を発行してください。

(2) 「職業紹介証明書」は、対象労働者が事業所に雇い入れられた日以降1か月以内に発行してください。